

平成 28 年 6 月 15 日

西村委員

今定例会の当健康・社会問題対策特別委員会では、子ども・子育て支援について、また、子どもの貧困対策に係る取組についてということで、取り上げていただきました。

これはとてもナイーブな問題であり、また個々の御家庭の状況やプライバシーにも関わる問題でもあり、県の方でもいろいろな施策を行っていただいています。より細やかにということになると、現場を知る民間の知恵、フットワークの良さというのを活用していく必要があるのではないかと思いつつ、これまでの質疑を伺ってまいりました。

その民間の力の最たるものとして、NPO等があるわけですが、県では平成13年度に、かながわボランティア活動推進基金21を設置し、公益を目的とする事業に自主的に取り組むボランティア団体等、これはNPO法人に加え、法人格を持たない団体、あるいは個人の活動を推進されてきたと承知しております。そうした中、新しい制度として基金21の協働事業負担金に特定課題枠を設定し、運用を開始したと伺いました。このことについて何点か質問させていただきます。

まず、協働事業負担金の特定課題枠の概要と、新たに設定した理由について伺います。

NPO協働推進課長

特定課題枠の概要についてですが、まず、事業決定までの流れについてお話ししますと、NPOと協働すべき喫緊の地域の課題を県庁内から募集いたします。そして、外部の有識者で構成される基金の審査会で審査をしていただき、課題を決定いたします。その後、課題に沿った事業提案をNPOから募集し、審査会で公開審査を行った上で、実施する事業を決定する流れとなっております。なお、この協働事業1件当たりの負担金については、現行の協働事業負担金と同様に上限を1,000万円としており、基本は3年間で最大5年間まで継続が可能となっております。

次に、新たにこの特定課題枠を設定した理由ですが、これまでの制度では、課題をNPO等から公募をいたしておりました。そのため、1年目に課題の公募及び審査を行い、2年目に課題に対するNPOからの事業募集と審査を行っていたため、およそ2年間事業実施までに時間を要しておりました。今回、この特定課題枠では、課題の設定から事業開始までを1年としております。期間を短縮し、喫緊の地域課題に迅速に対応するというところで、新たな特定課題枠を設置したところです。

西村委員

喫緊の課題に迅速に対応するためということですが、四つの特定課題が設定されたことについて伺います。それぞれの課題が提案された理由と、これら四つが選定された理由について伺います。

NPO協働推進課長

今回の四つの特定課題ですが、一つ目が子供の貧困対策、二つ目が地域における障害者スポーツの普及推進とかながわパラスポーツの推進、三つ目が生活困窮者の自立支援ネットワークの形成、四つ目が空き家の利活用など住宅地のエリアマネジメントによる地域の魅力向上・創出となっております。

また、それぞれの提案理由ですが、子供の貧困対策については、子供たち自らの声を生かした取組の重要性と、生活する地域の力が大きな役割を果たすということで、協働で取り組む必要があるということが理由です。

二つ目の地域における障害者スポーツの普及促進とかながわパラスポーツの推進については、障害者がスポーツに親しめるよう、地域やなれた環境で気軽にスポーツをすることができる場や仲間づくりが必要であるということが理由です。

三つ目の生活困窮者の自立支援ネットワークの形成については、支援に取り組むNPO同士、ボランティア団体同士のネットワーク、あるいは行政との関係などが少し希薄な部分があるということから、今回支援を行うための新たな基盤づくりの必要があるということが理由です。

最後に、四つ目の空き家の利活用など住宅地のエリアマネジメントによる地域の魅力向上・創出については、高齢化等により、地域の活力低下など、様々な課題があるため、地域全体で包括的に対応していく必要があることから、これらの課題が提案されたものです。

この四つの課題については、地域における喫緊の課題であり、行政として大きな課題であること、また、これまで既に取り組んできた課題ではなく、新たな課題であることから、審査会において選定されたものです。

西村委員

今後、この課題についてNPOが事業提案を始めるということですが、この取組の特徴として、どのような事業を支援することが可能なのでしょうか。

NPO協働推進課長

この特定課題枠の特徴としては、行政だけでは解決できない喫緊の県政課題を設定するので、これまで以上に県が主導的に事業に関わることで、それから、課題の募集から協働事業まで1年ということで、スピード感のある事業実施が可能となることが特徴として挙げられます。

さらには、審査会では県が支援する事業として、県の取組や地域社会に対して新たな仕組みを生み出すような期待ができるかどうか、また、ほかのボランティア団体等にとってモデル性のある事業で、それが全県に波及できるものなのかどうか、そうした視点を持って事業が選定されることとなります。こうして選定された協働事業に対して、県が応分の負担金ということで、協働事業負担金として負担します。

四つの特定課題について、来月から事業募集を行います。多くの様々なボランティア団体、NPOからの御提案を頂けるよう期待しているところです。

西村委員

今日の表題でもある子供の貧困について、例えば、先ほども話題に出ておりました子供の居場所づくりの提案、あるいは昨今話題になっている子ども食堂

などといったものをNPOが提案した場合、事業対象になるのでしょうか。具体的なイメージとして伺いたいと思います。

NPO協働推進課長

当然のことながら、地域で様々な活動をされているNPO団体が、こうした事業を県と協働で実施したいと御提案を頂くことは可能です。ただ、先ほど申し上げたように、外部の有識者による基金審査会の審査があります。先ほどの答弁でも少し触れさせていただいたのですが、審査会の視点として、例えば先駆的な事業、あるいはモデル的で全県に波及する期待ができる事業というような視点で審査されます。そのため、御提案を頂くことはもちろんとても有り難いことなのですが、審査がありますので、その辺りで少し厳しいという場合もあるかと思えます。

西村委員

様々に展開していくに当たって、やはり創意工夫が必要で、先駆的な取組として認められるかどうかというのが一つのポイントになってくると認識しました。

もう1点、これはNPO団体でないと駄目なののでしょうか。要するに、法人格を持たないような団体や個人というのは、手を挙げられないのでしょうか。

NPO協働推進課長

現在、かながわボランティア活動推進基金21条例では、ボランティア団体等が対象となっています。そのボランティア団体等というのは、NPO法人や法人格を持たないボランティア団体、それから個人の方を対象としています。

西村委員

先ほど喫緊の課題だと伺いました。ということは、募集を広げていかなければいけないでしょうし、より多くの方々にこういった仕組みがあります、手を挙げてください、知恵を絞ってくださいという呼び掛けが必要になってくると思います。一般的な県の広報のほかに、どのような手段によって周知をしようと考えていますか。

NPO協働推進課長

周知、広報についてですが、県のホームページやフェイスブックでの情報発信はもちろんですが、基金事業の説明会というものを各地で開催しております。それから、市町村の市民活動サポートセンターでの周知、あるいは本県の認証NPO法人のうち、メール登録をさせていただいている法人が500者ほどありますので、その法人に対して、直接情報提供をさせていただこうと考えております。また、NPOの方々が集まっただけの講演会、あるいは学習会、イベント等でも周知させていただいて、直接NPOの方々に今回の特定課題枠の事業について御提案頂けるよう、御案内させていただきたいと考えております。

西村委員

この制度を運営していくことによって、県は今後どのような姿を目指しているのかお聞かせいただけますか。

NPO協働推進課長

この特定課題枠ですが、庁内で募集し、県が提案した課題です。そのため、今年度から基本3年間、最長で5年になりますが、課題解決に向けて一定の成

果、例えば子供の貧困対策であれば、何か目標に向かって進めているかといった成果が見出せられるよう、これまで以上にNPOと県とで協働して取り組んでまいりたいと考えております。

また、こうした取組を通じて、かながわブランドデザインに掲げている協働型社会、多様な主体によるそれぞれの特性を生かして、地域課題の解決を図っていく社会の実現につなげていきたいと考えております。

西村委員

まずは、周知に努めていただいて、より多くの方々が参加をしていただき、それぞれの地域課題を持ち寄ってともに考え、協働型社会を築いていただくきっかけにさせていただけたらと思います。

さて、その四つの特定課題の中で、子供の貧困対策が挙げられておりました。また、この子供の貧困については、私どもの会派としても重要課題として捉えており、先の定例会では、団長である小野寺議員が質問させていただき、今定例会では前副議長である鈴木議員がまた取り上げさせていただいており、子供に関わる問題を私どもの最重要課題の一つとして捉えていこうと思っているわけです。

NPO活動の中でも申し上げましたが、今、民間の方々もいろいろな動きをされており、いわゆる子ども食堂というものが最近注目を浴びているようです。先ほどの質疑の中にもありましたが、給食だけが唯一のしっかりした栄養という問題もあると同時に、御両親が仕事をされており夜遅くなって帰ってくる、一人で御飯を食べなければならない孤食という問題もあります。こういったことと向き合う中で、子ども食堂は、居場所づくりにもマッチしてくるのかなと思いますので、この子ども食堂の取扱いについて何点か伺っていききたいと思います。

まず、県内で運営されている子ども食堂の状況を把握されているのか伺います。

生活衛生課長

食事の調理提供行為は、基本的には食品衛生法に基づく営業許可が必要となります。現在、食品衛生法上の観点から、保健福祉事務所において把握している子ども食堂について、どのような団体が、また、どのような形態で実施しているかなどについて、調査しているところです。

しかしながら、保健福祉事務所で把握できるのは、食品衛生法上の取扱いについて個別に相談があった事例や、食品衛生法に基づく許可を実際に取得しているものなどに限定されますので、個別の相談がないものや許可が不要な形態のものについては、残念ながら把握することはできません。

西村委員

それでは、子ども食堂は食品衛生法上、どのような取扱いになるのでしょうか。

生活衛生課長

子ども食堂については、まだ定義が明確なものではありません。対象も子供だけのもの、あるいは子供を含めた不特定多数のものなど、実施形態も様々であるようですので、子ども食堂として同一の取扱いとして判断することは、現

状できません。

現在行っております実態調査の中では、食品衛生法に基づく飲食店営業の許可施設で行われている実態、あるいは許可不要とされているものもあるようです。

西村委員

許可が不要と判断された事案もあると伺いましたが、それはどのような実施形態だったのでしょうか。

生活衛生課長

許可不要と判断された事例としては、利用者である子供たちも一緒に調理し、食事を作るケースと聞いております。

西村委員

生活衛生課としての今後の取組の方向性について伺います。

生活衛生課長

現在進めております実態調査の結果を精査するとともに、他の自治体の取扱状況の情報収集を行っております。その結果を踏まえて、他の飲食店営業の取扱いとの整合性、あるいは食中毒等事故防止の観点から今後の取扱いを検討していきたいと考えております。

西村委員

今後の検討のスケジュール感はどのように考えていますか。

生活衛生課長

現在、実態調査を進めている段階であり、まずは現状把握を速やかに行うことが必要だと考えているところです。精査した結果の取扱内容によって、その後のスケジュールが違ってまいりますので、今の段階では、スケジュールはいつまでという形で申し上げる状況ではありません。

西村委員

実はこの質問をさせていただいた背景があります。県内で、ある子ども食堂がスタートしました。多くの方々に注目していただいて、50名のボランティアが集まりました。また、地元の自治会の方々も参加されて、この模様は新聞でも報道されました。しかし、食品衛生法上、運営することが危険であるということで、一旦ペンディングの状況になっています。これは何も神奈川県に限った問題ではないと思っています。つい先だって、こども食堂サミット2016が東京で開催され、運営をされている方、これから始めたい方が集まり、意見交換をされたりした模様がNHKのニュースのトピックスで放映されていました。必要性を感じていらっしゃる方は多いが、実はこの実働の部分で、まだしっかりとルールづくりができていないのではないかなと思います。子ども食堂を考えるに当たっては、先ほども申し上げた孤食から解放してあげる、居場所づくりという問題にもなるでしょうし、先ほども食事の提供と伺いましたが、食品衛生法から考えて、果たしてどうなのかという課題もあるでしょうし、それから、今後継続していくための資金の援助をどうしていくかなど、いろいろあります。政府与党は、昨年10月に子供の未来応援基金を創設し、民間企業や個人の方々から広く寄付を集め、こういった子ども食堂に使えるようにして

いこうという道筋を作りましたが、食品衛生法上、許可がとれるのかどうかという問題にもまたがってきました。また、食材を安く手に入れようということになると、食品ロスのもを回していこうという取組を行っているところもあります。今、話ただけでも、保健福祉、それから県民、環境農政、もっといえば教育委員会、夜子供が帰るということになると警察、いろいろなところが関与して、初めて安心して安全な子ども食堂の運営ができる、開設ができるのではないかと考えています。国にはまだルールがないようです。できましたら、神奈川県からこのルールづくりに一石を投じていただきたいと思います。私の質問を終わります。